

京都市告示第125号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和 5年 5月10日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道  
供用開始の期日 告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
西賀茂175号 線	北区西賀茂井ノ口町50番地の1地先か ら	旧	メートル 85.50	メートル 6.00 ~ 9.80
	同区西賀茂樋ノ口町57番地地先まで	新	85.50	9.45 ~ 9.80

(建設局土木管理部道路明示課)